

社会福祉法人錦華学院 役員及び評議員、委員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人錦華学院（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条、評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規程に基づき、役員及び評議員、委員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 委員とは、評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 報酬とは、法人業務または研修等に出席した職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）が理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会（以下「理事会等」という。）に出席したときは、1日1,100円の日当報酬を支給することができる。

2 役員等が理事会等に出席したときの交通費は、支給しないものとする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 役員等が理事会等以外の法人業務または研修等に出席したときは、1日13,000円、半日6,500円の日当報酬を支給することができる。

2 役員等が理事会等以外の法人業務に出席したときの交通費は、支給しないものとする。

3 役員等が研修等に出張した場合は、下記各号に定める費用について実費弁償とする。

- (1) 旅費・交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 研修費
- (4) その他業務遂行に必要な経費

(職員兼務)

第5条 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等は、理事会等への出席、法人業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は平成29年4月1日より施行する。

2. この規程の一部を改訂し、平成30年4月1日より改訂施行する。

社会福祉法人錦華学院 役員の報酬等の額

定款第 21 条に基づき、理事及び監事の報酬等を定める。

理事の報酬等の額 1, 000, 000 円 (理事全員の年間上限額)

監事の報酬等の額 300, 000 円 (監事全員の年間上限額)

平成 29 年 6 月 15 日評議員会決議

※定款（役員報酬等）第 21 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。